

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和2年12月15日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件名

ネットリテラシー醸成講座等実施委託

(2) 目的

インターネットに触れる機会が増大することを踏まえて、インターネットや若者の利用実態等の最新情報に詳しい講師が、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて講義や啓発資料の作成を行うことで、児童・生徒のネットリテラシーの醸成、小学校児童の保護者に対する啓発、教職員に対する日々の指導への活用を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ①小学生向けネットリテラシー醸成講座実施業務（61校各1回）
- ②中学生向けネットリテラシー醸成講座実施業務（29校各1回）
- ③小学校児童の保護者向け子どものインターネット利用に関する啓発講座実施業務（61校各1回）
- ④教職員向け講座（1年度内1回）
- ⑤ネットリテラシー醸成講座等に使用する資料、小学校中・高学年向け啓発資料の作成及び提供
- ⑥アンケートの作成、提供、回収及びデータの集計

(4) 対象者

- ①世田谷区立小学校6年生
- ②世田谷区立中学校1年生
- ③世田谷区立小学校児童の保護者
- ④区立学校教職員
- ⑤世田谷区立小学校中・高学年

(5) 契約期間

令和3年4月6日（火）から令和4年3月31日（木）

ただし、契約については、令和3年度予算配当を条件とする。

※令和4年度、令和5年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

2 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または第一次審査時までには有する見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うものとする。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- (1) 情報モラル教育についての考え方は適切であるか
- (2) 取組方針は、本業務の趣旨を踏まえた適切なものとなっているか
- (3) 業務を円滑に実施するための体制（各講座や啓発資料作成、アンケート作成等の実施体制、労務管理の体制）が整備されているか
- (4) 緊急時の連絡体制（事故や苦情等への対応）、危機管理体制、教育指導課との連絡・連携体制が整備されているか
- (5) 各講座の講師の配置方法・配置基準（経験年数・保有する資格等）・研修体制等は適切であるか
- (6) 各講座の内容及び資料の作成にあたっての視点が適切であるか
- (7) 各講座実施後の評価についての考え方・手法は適切であるか
- (8) 「小学校児童の保護者向け子どものインターネット利用に関する啓発講座」において、参加しなかった保護者への周知・啓発のための取組みは十分であるか
- (9) その他の提案事項が、業務を実施するうえで有効なものであるか
- (10) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (11) 受託経費の見積額は事業内容と照らして妥当であるか
- (12) 事業者の経営（財務）状況は適正であるか

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03-5432-2724

ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所および方法

- ①期間 令和2年12月15日(火)から令和3年1月8日(金)まで
(土・日曜日、祝日を除く)
- ②時間 午前9時から午後5時まで
- ③方法 教育指導課の窓口配付または世田谷区のホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

- ①期 限 令和3年1月8日(金)午後5時まで
- ②提出先 世田谷区教育委員会事務局教育指導課
〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)
- ③方 法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。
- ④提出書類及び部数
 - ア 別紙1「公募型プロポーザル参加表明書」【原本 1部】
 - イ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)【原本 1部】
 - ウ 納税証明書【原本 各1部】
 - エ 『法人事業税・特別税』
※市町村及び都税・県税事務所が発行するもの
 - オ 『その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明』
※税務署が発行するもの
- ⑤辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、別紙2「公募型プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ①期 限 令和3年1月29日(金)午後5時まで
- ②提出先 世田谷区教育委員会事務局教育指導課
〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)
- ③方 法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。
- ④提出書類及び部数
 - ア 提案書【原本1部、副本6部】
 - イ 最新年度(期)の財務状況がわかる資料(貸借対照表、財産目録、損益計算書)【各1部】

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り(同一事業 令和4年度から令和5年度)。

ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

- (5) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (10) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (11) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (12) 詳細は説明書による。